第　２８　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　７　年　９　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	９　時　４５　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出 ○ 席　欠　席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間々田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	堀口晴義	出○席　欠席
	③	石島稔	出○席　欠席	⑬	秋山玉江	出○席　欠席
	④	浜山陽子	出○席　欠席	⑭		
	⑤			⑮	江川直一	出○席　欠席
	⑥			⑯	寺田正彦	出○席　欠席
	⑦			⑰		
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	諸貫達也	出○席　欠席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	小林誠
					主査	赤城太郎
					主事	髙澤茉鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、間々田委員、新井委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主事	はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。 議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、３件となっております。 進行番号１番、行田市真名板に在住する譲受人が、譲渡人が所有する真名板字堂裏〇〇〇〇、地目：畑、２１５㎡について、自家消費のため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。埼玉県農林公社の南西に位置する真名板地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、北本市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する若小玉字八反田〇〇〇〇、地目：田、３６㎡について、自家消費のため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。市営勝呂住宅の南西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。 なお、本申請地につきましては、議案第２号進行番号１番と一体利用であることを申し添えます。 次に、進行番号３番、行田市和田に在住する譲受人が、譲渡人が所有する和田北屋敷〇〇〇〇、地目：畑、１，１８８㎡　外１筆、計２，１５２㎡について、経営の安定を図るため、遺贈により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置するご覧の農地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。

		何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
		（意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
		（全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。
		よって議案第１号は承認することといたします。
６　議事		次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
「議案第１号」		
農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
		議案書の２ページをご覧ください。議案第２号は、５件となっております。
		進行番号１番、北本市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する若小玉字八反田〇〇〇〇、地目：田、４９９㎡、について、売買により住宅１棟、建築面積７７．４２㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。
		譲受人は現在、北本市の借家で暮らしていますが、独立した住居を構えたいと考えていたところ、譲渡人と申請地の売買が締結したため、申請に至ったものでございます。
		申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。市営勝呂住宅の南西に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。
		なお、本申請地につきましては、議案第１号進行番号２番と一体利用であることを申し添えます。
		次に、進行番号２番、行田市持田三丁目にて住宅建築業を行う譲受人が、譲渡人が所有する前谷字北通〇〇〇〇、地目：田、１０００㎡について、売買により分譲住宅３棟、建築面積１７６．３７㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。
		譲受人は、新たな事業用地を探していたところ、管理に困っていた土地所有者から承諾が得られたため、申請にいたったものでございます。
		申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
		場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。行田市水道庁舎から南西に位置する前谷地内の集落内農地でございます。

		次に、進行番号３番、大阪市にて太陽光発電事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、７２７㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１５４枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１０万２，３３１kwh で、設備の周囲を高さ１．３ｍのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。鴻巣市との市境にある片原集会所から東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、行田市小針の宗教法人である譲受人が、譲渡人が所有する小針字片本郷〇〇〇〇、地目：畑、１８２㎡、外１筆、計２５５㎡について、寄付によりお寺の駐車場、進入路、搬入路の敷地にしたいとして申請があったものでございます。 本申請地につきましては、４５年ほど前からお寺の敷地として砂利敷となっており一体的に利用されてきましたが、令和５年１１月に土地所有者である譲渡人が相続したところ、農地法の手続きがされていないことが判明したため、申請に至ったものでございます。 申請地は集落内に介在する農地であり、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。神仙寺と小針農村センターに隣接する小針地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号５番、行田市北河原で土木工事業を営む譲受人が、譲渡人が所有する斎条字両半〇〇〇〇番、地目：畑、９９１㎡　外２筆、計２，６７９㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 申請地ではこれまで、所有者が水稲を作付けしておりましたが、水入りが悪いため麦作への転換を計画しています。しかし、水はけも悪いため、土盛りを行い改善するために、申請に至ったものでございます。

		工事期間は１ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。 場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。市営斎条住宅の北西に位置する斎条地内の集落内農地でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る９月１９日、現地調査をしていただいておりますので、伊東委員にご報告をお願いいたします。
	伊東委員	去る９月１９日、私と田口委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び伊東委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。
『報告事項』	議長	次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書３ページをご覧ください。 （１）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 （１）「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、７件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、資材置場、賃貸住宅でございます。 添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。

		以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
6　その他	事務局長	つづきまして、その他でございます。 ・「令和８年度県農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の報告について ・農政課より地域計画の協議の場開催日程について ・権限移譲に伴う事務内容の確認について（加須市） 以上をもちまして、第２８回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。
7　閉会		（９：４０）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署 名 委 員

……

署 名 委 員

……